

# 交渉進展目指す県

## 将来 裁決申請の可能性も

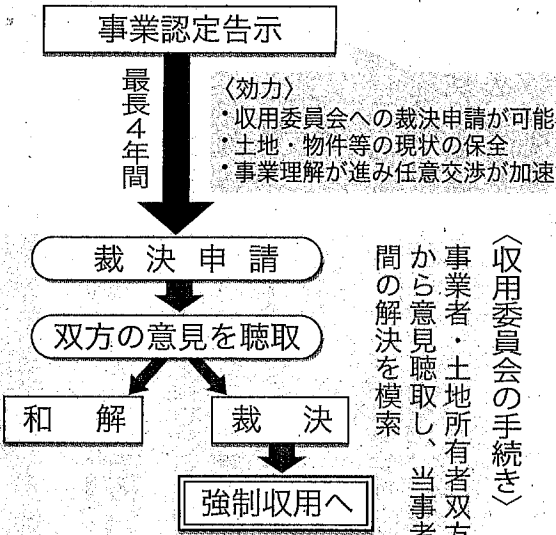
石木ダムの事業認定で公益性や必要性にお墨付きを得たことから、県は今後、反対地権者との交渉進展を

目指して働き掛けを強める構え。ただ反対地権者は一貫して強硬姿勢を崩しておらず、将来、強制収用に向けた県収用委員会への裁決申請に踏み切る事態は十分にあり得る。手続きの行方や、今後の見通しを探った。

土地収用法に基づく事業認定が告示されると、効力を持つ間は予定地で事業に影響を及ぼす大きな工事などができない。その間に地権者が明け渡しに応じない場合、県収用委員会に収用裁決が申請される。同委員会は交渉の余地がないと判断すると、補償額を決めて収用を裁決。これに地権者が応じないと、強制収用が行われる。

〈収用委員会の手続き〉

事業者・土地所有者双方から意見聴取し、当事者間の解決を模索

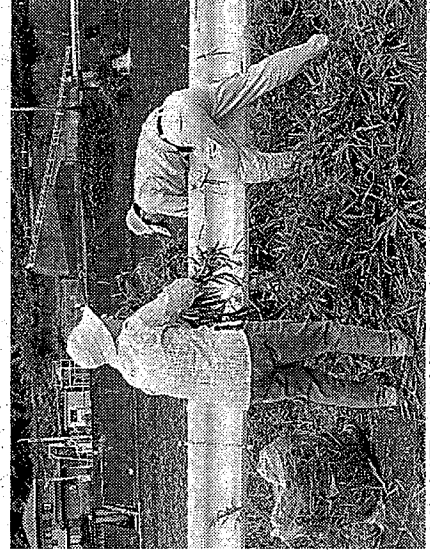


### 事業認定後の手続きの流れ

「タイムリミットは今このころ考えていない。今後の推移次第」と述べた。事業認定されたことで、2010年7月から3年間休止している同事業に伴う付け替え道路工事の再開時期も焦点となる。反対地権者の阻止行動を受け休止していたが、県などは今年7月、認定が得られ次第、再開に踏み切る方針を確認した。同ダムは08年に示した事業工程案に沿って県が16年度完成を目指しているが、同工程案に比べ予定は大きく遅れており、再開を急ぐ必要がある。半面、再開すれば再び反対地権者の抵抗に遭うのは必至。県は「地権者の状況をみて総合的に判断する」としている。

最長4年間は申請が可能。県は今回、早急に取得が必要な工事用地などを除く予定地の大部分の手続きを保留している。交渉が不調な場合の裁決申請について、中村法道知事は6日「タイムリミットは今このころ考えていない。今後の推移次第」と述べた。

(山口恭祐)



川棚川周辺を清掃する市民の会員  
＝川棚町中組郷

## 反対派 署名呼び掛け 推進派 川棚川を清掃

### 事業認定告示受け活動

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム事業の事業認定告示を受け、同市の反対派団体は8日、同市内で県に事業中止を求める署名活動をした。一方、同市の推進派団体は同日、同町の川棚川周辺を清掃し、ダム実現への熱意を示した。

反対派の「石木川まもり隊」(松本美智恵代表)は、同市中心部の四ヶ町アケードで署名活動を展開。約2時間で89人分の署名を集めた。9月末まで活動を続け、中村達道知事に提出する。松本代表は「事業認定は真実を無視した形だけのもの。石木ダムが県民にとって有害無益だと訴え続けたい」と話した。

一方、推進派の「石木ダム建設促進佐世保市民の会」(嬉野憲二会長は2000年から毎年、市が管理する川棚川の取水ポンプ所(同町中組郷)周辺で草刈りやごみ拾いを続けている。この日は会員、市職員計約35人が参加。嬉野会長は「国のお墨付きが与えられたが、反対地権者の理解が得られるよう、ダム実現への気持ちを表し続けるしかない」と話した。(宮崎智明)

# 「不要」意見考慮されず

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、国土交通省九州地方整備局(九地整)は6日の事業認定告示に合わせ、事業への主な反対意見に対する認定庁としての見解を公開した。「ダムは不要」とする意見などに対し、九地整は県や市の主張をほぼ全面的に受け入れ、ダムの必要性を認定。反対地権者(13世帯)に関しては、認定可否判断の上でほとんど考慮されなかった実態も浮き彫りとなった。

九地整によると、事業認定手続きで寄せられた意見書は計190通(賛成42、反対147、不明1)、公聴会(今年3月)の公述人は20組(事業者1、賛成8、反対11)。このうち反対意見118件について見解を示した。

治水面では「防災上必要なダムではない」との意見に「川棚町の中心部を洪水から防御し、生命、財産、社会資本の保全に寄与する」と反論。懐疑的意見が多かった佐世保市の将来の水需要予測についても合理的と認め、「安定的な水道用水の供給に寄与する」との見方を示した。

地権者に関しては「(反対の)13世帯の意図は多岐にわたる。『地域住民らの理解を得ることは重要だが、事業認定で考慮すべき事項でない』とした。『住み慣れた土地ですと暮らしたい』との声にも『移転対象者への配慮がなされている』などの見解にとまったり。反対地権者を支援している水源開発問題全国連絡会(水源連)の藤藤保男共同代表は「13世帯と地域社会が失われる」という人権、生存権の問題に触れられていない。治水、

## 県と佐世保市主張 全面受け入れ

利水の公益性については起業者の言い分をそのまま羅列し、異論・反論を一切評価、検証していないと批判した。一方、同事業の認定可否を識者らで審議した社会資本整備審議会公共用地分科会(8人)の議事要旨も公表。6月7日に開き、委員から「水需要が美態と乖離(かいり)し財政処理に困っている例もある。利水起業者(佐世保市)が途中で撤退することがないのか」「未買収の(用地の)率が高い」などの質問や意見が出たが、最終的に「認定が相当」と議決していた。事業認定手続きは土地収用法に基づき「第三者」の認定庁が事業の公益性や必要性を判断。認定されると用地の強制収用が可能になる。石木ダム建設事業については2009年に県と佐世保市が申請していた。(山口恭祐 宮崎智明)